

豊中市水洗便所改造助成条例第5条第2項の規定に伴う内規

(助成金の増額適用者)

- (1) 生活保護法の適用を受ける者又は、生活保護法の査定基準以下の者で法の適用を受けていない者(以下「生活保護者」という。)。
- (2) その他の生活困窮者。
上記の該当者で、既設のくみ取り便所を水洗便所に改造する者。

(助成金の額)

(1) 生活保護者の場合

- (ア)改造しようとする便所の属する建物の所有者で、かつ、当該建物を使用している者は上下水道管理者(以下「管理者」という。)の設計による工事費の全額を助成する。
- (イ)改造しようとする便所の属する建物を賃借している者で、所有者が改造しないため自ら行う者も同様とする。

ただし、改造について、所有者の承諾を得、かつ、買取り請求権を留保した場合に限る。

(2) その他の生活困窮者

申請にもとづき、増額適用者として扱うか否か、又は、助成金の額の算定等について、その都度、決裁を受けて決定するものとする。

(申請方法)

- (1) 生活保護者並びに生活困窮者の場合は必ず、市福祉事務所の確認を受けて管理者に申請するものとする。
- (2) 賃貸している者が、改造を行う場合は、買取り請求権を賃貸人が留保している旨を証する書面を添付して申請するものとする。